

平成31・32年度の格付け基準(測量・県内本店)

奈良県内に本店を有する測量業者の平成31・32年度格付けについては、下記の「格付け基準表」及び留意事項に基づき「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会」において決定します。

《格付け基準表》… 総評定點 = 客観點 + 発注者點

| ランク | 評定事項 | 基準 |
|------------|-------|-----------------------------------|
| A1 グループ | | Aランクの基準を満たし、かつ |
| | 総評定點 | 100点以上 |
| | 技術職員数 | 測量士等 [※] 3名以上(うち測量士2名以上) |
| A | 総評定點 | 60点以上 |
| | 技術職員数 | 測量士等 [※] 2名以上(うち測量士1名以上) |
| | 測量機器 | 2級基準点測量が可能な機器 |
| B | 技術職員数 | 測量士 1名以上 |

※測量士等とは、測量士及び測量士補をいいます。

※「格付け基準」のすべてを満たすランクに格付けします。

(客観點)

| 項目 | 評定點 |
|---|--|
| 年間測量平均実績高(直前2年): a | $(10 + (a - 1,000 \text{万円}) / 200 \text{万円})$ 点 <最大55点> |
| 自己資本額数値: b (自己資本額 / 年間測量平均実績高(直前2年)) × 100 | $b \times 30 / 100$ <最小0点、最大30点> |
| 測量業における営業年数: c (平成31年3月31日現在における年数) | $(10 + (c - 5) \times 0.5)$ 点 <最大30点> |

(発注者點)

| 項目 | 評定點 |
|--|---|
| 測量成績 | $(H26.1.1 \sim H30.12.31 \text{までの間に完了した業務の平均点}) \times 0.4$ 点 <最小0点、最大40点> |
| 測量CPD | 格付け基準の対象となる測量士又は測量士補(上限3名)が取得した測量CPDのポイントに対して評価点を算出する。 取得ポイント × 30 / 120 <最大30点> |
| 入札参加停止措置 | $(H29.1.1 \sim H30.12.31 \text{までの間に入札参加停止措置された月数}) \times \Delta 2$ 点 |
| 不当要求防止責任者講習受講 (会社の代表者が講習会を修了した場合) | 5点 |
| 災害協定 (奈良県と災害協定を締結している団体の会員(平成31年4月1日現在)である場合) | 10点 |

※「年間測量平均実績高(直前2年)」については、直近及びその1年前の「財務に関する報告書(測量法第55条の8の規定に基づき国土交通省に提出したもの。以下同じ。)」における「損益計算書」中の「完成測量高(税込み)」に基づき算定します。

また、「自己資本額」については、直近の「財務に関する報告書」における「貸借対照表」中の「純資産合計」に基づき算定します。

※「測量業における営業年数」については、測量業者登録(測量業法第55条の規定に基づくもの)の日から平成31年3月31日までの年数とします。ただし、測量業者登録がない期間等は除きます。年数の算定時において1年に満たないものは切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「測量成績」については、奈良県が発注した測量業務(測量成績として評定点をつけたものに限る。以下同じ。)に係るものとします。測量業務の実績がない場合は0点とします。

※「測量CPD」における「格付け基準の対象となる測量士又は測量士補」とは、『平成31年1月1日までに雇用されており、かつ入札参加資格申請時点で雇用されている測量士又は測量士補』をいいます。

※「測量CPD」の取得ポイントは、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に取得したポイントとします。

※「入札参加停止措置」については、1か月未満について切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「不当要求防止責任者講習受講」は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受講した場合とします。

※「災害協定」については、測量業務に係るものに限ります。

※評定点の前に△があるものは減点数、その他は加点数です。

※客観點又は発注者點の各項目について、小数点以下の数値となる場合は切り捨てを行います。

※測量機器について、レンタル又は共同所有は加算の対象外とします。

<留意事項>

- 格付けの有効期間については平成31年6月1日から平成33年5月31日までとします。
- 各等級の評定事項のうち「技術職員数」「測量機器」は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。
なお、格付け要件を満たさなくなった場合には、格付け要件を満たさなくなった日から2ヶ月以内に再度要件を満たした場合を除き、報告しなければなりません。この場合には、該当する等級に降格するものとします。
- 格付け有効期間の途中での昇格は認めません。
- 入札参加資格申請において、虚偽申請が判明した場合には、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づき、入札参加停止措置を講じます。